

第Ⅲ章 不正事案への対応など

1 不正事案への対応

(1) 薬物犯罪の捜査・取締り

- 不正な麻薬、大麻、覚醒剤などの薬物犯罪について、捜査・取締りを行いました。

① 法令別検挙人員

(関東信越厚生局における平成30年の実績)

麻薬及び向精神薬取締法	35人(平成29年 23人)
あへん法	0人(平成29年 0人)
大麻取締法	124人(平成29年 80人)
覚せい剤取締法	71人(平成29年 43人)
麻薬特例法	8人(平成29年 14人)
医薬品医療機器等法(旧薬事法)	19人(平成29年 27人)
合計	257人(平成29年 187人)

② 特徴等

大麻の不正栽培事件が近年増加の一途を辿っており、平成30年に押収した大麻草の数は2,000株を超え、栽培以外の所持事件等も含めると120人以上を逮捕しました。

また、覚せい剤事件では、外国人犯罪グループによる密輸入事件が頻発していることから、国内外の関係機関と情報を共有して捜査に当たっています。密輸事件を含めた管轄都県内の覚せい剤事件による逮捕者は70人以上で、236キログラム以上の覚せい剤を押収しました。

新たな傾向として、向精神薬の不正譲渡事案が増加していることから、立入検査等の監視を強化しています。

(2) 保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消

- 診療内容・診療報酬等の請求において、不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある際に、患者への調査・確認を行い、当該事実の確認（監査）を行ったうえで、保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消といった行政処分を行いました。

① 取消の状況

保険医療機関等の指定取消	8 件	(平成28年度 7 件)
保険医等の登録取消	5 人	(平成28年度 3 人)

② 特徴等

- ・ 不正内容は付増請求、振替請求がそのほとんどを占めています。
- ・ 取消に係る端緒は、指導を行った際に不正が強く疑われたことによるものです。